

## 肝がん・重度肝硬変研究 及び肝がん・重度肝硬変患者への支援のための仕組みの構築(新規)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

10億円※(0億円)※ 事務費を含む

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者 (所得制限:年収約370万円未満※を対象)
対象医療	肝がん・重度肝硬変の入院医療とし、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が4ヶ月を超えた場合に、4ヶ月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。
自己負担限度月額	1万円
財源負担	国 1/2 地方 1/2
平成30年度予算案	10億円 (※実施時期は12月～)

### 負担軽減のイメージ (70歳未満で年収156～370万円の場合)

#### パターン1 (入院だけの場合)

	入院 (1月目) 高額療養費支給	入院 (2月目) 高額療養費支給	入院 (3月目) 高額療養費支給	入院 (4月目) 高額療養費支給	入院 (5月目) 高額療養費支給
医療保険自己負担額 (高額療養費上限)	57,600円	57,600円	57,600円	44,400円	44,400円
肝がん治療研究促進 事業による支援				⇒ 10,000円	⇒ 10,000円

#### パターン2 (入院と通院があった場合)

	入院 (1月目) 高額療養費支給	入院 (2月目) 高額療養費支給	通院 高額療養費支給	入院 (3月目) 高額療養費支給	入院 (4月目) 高額療養費支給
医療保険自己負担額 (高額療養費上限)	57,600円	57,600円	57,600円	44,400円	44,400円
肝がん治療研究促進 事業による支援					⇒ 10,000円

厚生労働省 肝炎対策推進協議会資料

#### 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(案)抜粋

都道府県知事は、肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができ、かつ、当該事業の実施に協力することができる保険医療機関を、指定医療機関として指定する。なお、指定を行うに当たっては、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、肝疾患の専門家等がいることが望ましい。